

証人等の費用弁償に関する条例

〔平成22年1月21日〕
〔条例第8号〕

改正 平成25年9月26日 条例第15号

(目的及び適用範囲)

第1条 この条例は、次に掲げる者（以下「証人等」という。）の費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人
- (2) 地方自治法第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人
- (3) 地方自治法第199条第8項の規定により出頭した関係人
- (4) その他北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の職員（以下「企業団職員」という。）以外の者で企業団の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行したもの

(費用弁償)

第2条 証人等には、その要した費用の弁償として旅費を支給する。

- 2 企業団職員がその職務の関係で証人となり出頭又は参加した場合は、この条例に規定する旅費は支給しない。
- 3 他の官公署の職員がその職務の関係で証人となり出頭又は参加した場合は、その官公署における旅費相当額を費用弁償として支給する。

(旅費の種類及び額)

第3条 前条第1項の規定により支給する旅費の種類及び額は、北播磨総合医療センター企業団職員の旅費に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第26号）の規定の例によるものとし、その支給区分は、企業長が定める。

(旅費の支給方法)

第4条 旅費の支給方法については、北播磨総合医療センター企業団職員の旅費に関する規程の規定の例による。

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。